



Tax Watch Update

Issue No. 20

2012年10月

法人所得税	2
付加価値税	3
関税及び税関	4
租税条約	5
労働法及び法人所得税	6

要約

- ▶ 2010年の祝祭日、テト、記念日、国家により名称が交付された日にあたり労働者に支給する賞与は労働契約に適合し、個人所得時得の課税所得として計上した場合、法人税の計算に際しての損金算入費用として認められる。
- ▶ 生産、販売を開始していない固定資産投資ステージに外貨建て負債の支払及び外貨建て負債の期末再評価に発生した為替差損は費用として認められないが、生産、販売に使用される場合は費用として認められる。
- ▶ 合意に従う不動産の譲渡において個人の代わりに支払った個人所得税は損金算入費用と認められず、無形固定資産の原価に算入される。

法人所得税（法人税）

労働者に支給する賞与

税務総局の2012年8月22日付け Official Letter (OL) 3005/TCT-DNLにより、2010年に事業体は祝祭日、テト、記念日、国家により名称が交付された日にあたり労働者に支給する賞与は法人税の計算に際し損金算入費用として認められます。但し、その要件は実際に支給、労働契約・事業体の給与規制に適合する証票がある、該当賞与が労働者の個人所得税の課税所得として申告されている必要があります。

2011年度の基本投資ステージに発生した為替差損

税務総局の2012年8月28日付け Official Letter (OL) 3706/TCT-DNLにより、2011年度の基本投資ステージに発生した為替差損は以下の様に処理されます。

- ▶ 生産、販売を開始していない固定資産投資ステージ：外貨建て負債の支払及び外貨建て負債の期末再評価に発生した為替差損は費用として認められません。
- ▶ 生産、販売している固定資産投資修了ステージ：外貨建て負債の支払及び外貨建て負債の期末再評価に発生した為替差損は費用として認められます。

不動産の譲渡、個人の代わりに支払った個人所得税

税務総局の2012年8月30日付け OL 3109/TCT-TNCNにより、不動産が個人から法人に譲渡され、法人が契約に基づき、個人の代わりに不動産の譲渡の個人所得税を支払う場合、支払った税金は損金算入費用と認められず、無形固定資産の原価に算入されます。

要約

- ▶ 法律上禁止されない金融性及び銀行性的な活動は付加価値税の対象外と認められる。具体的のガイダンスは財務省より発行される予定。
- ▶ 輸出契約に規定される場合、外国の購入者は外国における法人、個人に「ベトナムで開設した個人の口座で支払う」と委任することで銀行経由支払と認められる。
- ▶ 財務的困難のためプロジェクトが活動中止され、投資ライセンスが無効となった場合、仮払付加価値税は控除、還付されません。
- ▶ 他者の代わりに支払った金額を回収するために発行されたインボイスは両社の仮払・仮受の付加価値税を申告する根拠になる。

付加価値税 (VAT)

貸付利子に対する付加価値税

2012年9月26日に、首相府は財務省に貸付利子に対する付加価値税への回答であるOL 1551/TTg-KTHを発行しました。本OLにより、法律上禁止されない金融性及び銀行性的な活動は付加価値税の対象外と認められます。ただし、具体的なガイダンスは、財務省より発行される予定です。

銀行口座経由で輸出用の支払

税務総局の2012年8月27日付けのOL3609/TCT-KKにより、外国の購入者は外国における法人、個人に「ベトナムで開設した個人の口座で支払う」と委任する場合、輸出契約書に当該の個人口座経由の支払委任条件を記載することにより、銀行経由支払であると認められます。

中止されたプロジェクトに対する付加価値税

税務総局の2012年8月27日付けのOL 3507/TCT-KKにより、(財務的困難のため等の理由により)プロジェクトが活動中止され、投資ライセンスが無効となった場合、仮払付加価値税は控除、還付されません。

他社の代わりに支払う際、発行されたインボイスに対する付加価値税

税務総局の2012年8月29日付けOL 3095/TCT-CSにより、他社の代わりに支払った金額を回収するため、発行されたインボイスは両社の仮払・仮受の付加価値税を申告する根拠になります。

要約

- ▶ サーチージは輸入品課税価値に入れる必要がある。
- ▶ 輸出、輸入及び配布の許可を取得できた輸出加工企業は外国から輸入する商品を生産材料としてその他の輸出加工企業に販売できるが、国内への直接販売は認められない。

関税及び税関

輸入品の課税価値

現行法により、輸入品の課税価値に含むことが必要な費用は、最初の輸入ゲートまでの輸送費及び輸入品の運送に関する全て費用となります。

税関総局の2012年8月24日付けOL 4476/TCHQ-TXNKにより、燃油サーチャージは輸入品の運送に直接関係するので、輸入品の課税価値に入れる必要があります。

輸出加工企業の輸出入権

税関総局の2012年9月17日付けOL 4887/TCHQ-TXNKにより、輸出、輸入及び配布の許可を取得できた輸出加工企業は外国から輸入する商品を生産材料としてその他の輸出加工企業に販売できるが、国内へ直接に販売することは認められません。

要約

- ▶ ベトナムとシンガポールは2012年9月12日、1994年に締結した租税条約を修正する第2議定書を締結しました。それは両国の商業・投資及び税制協力の強化すると期待される。
- ▶ 改定、特に恒久的施設、株式譲渡益の免税条件、貸付利子に対する以前より低い税率が適用される可能性に関する改定はベトナムに進出している外国投資家に影響を与える。

租税条約 (DTA)

ベトナム・シンガポール租税条約を修正する第2議定書

2012年9月12日、1994年に締結された租税条約を修正するため、ベトナムとシンガポールは第2議定書を締結しました。特筆すべき重要な点を以下に記しました。

- ▶ 第5条(恒久的施設) : 12ヶ月の間に183日以上継続するコンサルティングサービスを含むサービス提供の追加。
- ▶ 第11条(貸付利子) : ベトナム・他国の租税条約が貸付利子に対する税率を10%以下と規定している場合、その税率はベトナム・シンガポール租税条約に適用される条項が追加。
- ▶ 第13条(資産譲渡益) : 締結国に位置する不動産により50%以上の直接又は間接の価値を有する非上場会社の株式譲渡による所得を規定する条項の追加。
- ▶ 第14条(独立した個人のサービス) : 締約国において12ヶ月間に183日以上独立した個人的サービスを提供する条項の追加。

今回のベトナム・シンガポール租税条約の変更は両国の商業・投資及び税制協力の強化をすると期待されます。ただし、本議定書は両国の政府から承認を得てから、有効となり、株式譲渡益の免税は無条件から条件付きになります。

要約

- ▶ 新労働法はベトナム国内で就業する外国人労働者に対する労働許可書の発行へのルールを強化する。
- ▶ 社会保険基金から受けた出産手当金は個人所得税の課税対象外となる。

新労働法

2012年6月18日、国会は2002年、2006年、2007年に修正、補足した1994年6月23日付け労働法を取って代わる労働法No. 10/2012/QH13を発行しました。

新労働法は2013年5月1日より有効となります。新労働法の施行詳細を規定するDecree及びCircularは近い将来に発行されます。

ベトナム国内で就業する外国人労働者に対する重要な変更及び規定の要約は以下の通りです。

- ▶ **外国人労働者の採用に関する新たな条件：**
企業、機関、組織及び請負者はベトナム国内で就業する外国人労働者を採用する前に、労働使用需要を文書にて説明し、関係当局から承認を得なければならない。
- ▶ **3ヶ月以下のベトナム国内で就業する外国人に対する労働許可書取得免除の規定の取り消し。**
新労働法により、3ヶ月の労働許可書の取得免除は下記の事業で3ヶ月以下働く外国人：
 - ▶ サービスの提供；或いは
 - ▶ ベトナム国内でのベトナム人及び外国人の専門家が解決できない生産、販売に影響を与える、或いは脅す複雑な技術問題の処理
- ▶ **労働許可書の最大期間の短縮**
労働許可書の最大期間は36ヶ月から24ヶ月に短縮されました。
- ▶ **労働許可書の遵守強化**
労働許可書を取得せずに外国人労働者を雇用する企業は法律によって罰せられます。

外国人は入出国の手続きを行う、関係当局により要求された際に労働許可書を提示する必要があります。労働許可書を取得せずに、ベトナム国内で就業する外国人は国外退去とされます。

出産手当金に対する個人所得税

税関総局は2012年9月24日に出産制度に従う社会保険基金から受ける収入に関するOL 3367/TCT-TNCNを発行しました。

本OLにより、社会保険基金から受けた出産手当金は個人所得税の課税対象外となります。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイ事務所

Huong Vu パートナー

huong.vu@vn.ey.com

Thanh Trung Nguyen ディレクター

thanh.trung.nguyen@vn.ey.com

Trang Pham ディレクター

trang.pham@vn.ey.com

The Gia Tran ディレクター

the.gia.tran@vn.ey.com

安西 冬樹 日系企業担当マネージャー

fuyuki.anzai@vn.ey.com

ホーチミン事務所

Christopher Butler パートナー

christopher.butler@vn.ey.com

Nitin Jain パートナー

nitin.jain@vn.ey.com

Sarah Jubb エグゼクティブ・ディレクター

sarah.jubb@vn.ey.com

Thinh Xuan Than ディレクター

thinh.xuan.than@vn.ey.com

Thy Anh Huynh ディレクター

thy.anh.huynh@vn.ey.com

小野瀬 貴久 日系企業担当インドシナ統括ディレクター

Takahisa.onose@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction
| Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している16万7,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2011 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

FEA no. 16000278

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。